

～最低賃金制度とは～

Q 令和6年10月より最低賃金が上がったと聞きました。いくらに変わったのでしょうか。

A 令和6年10月1日より東京都の最低賃金が**1,163円**に引き上げられました。

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低額を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度です。

最低賃金には、都道府県ごとに定められた「地域別最低賃金」と特定の産業に従事する労働者を対象に定められた「特定(産業別)最低賃金」の2種類があります。

「特定(産業別)最低賃金」は、「地域別最低賃金」よりも高い水準で定められています。

※地域別と特定(産業別)の両方の最低賃金が同時に適用される労働者には、使用者は高い方の最低賃金を支払わなければなりません。

地域別最低賃金額以上の賃金額を支払わない場合には、最低賃金法に罰則(50万円以下の罰金)が定められています。

仮に最低賃金額より低い賃金を労働者、使用者双方の合意の上で定めても、それは法律によって無効とされ、最低賃金額と同様の定めをしたものとみなされます。

使用者が労働者に最低賃金未滿の賃金しか支払っていない場合には、使用者は労働者に対してその差額を支払わなくてはなりません。

最低賃金を計算する場合には、実際に支払われる賃金から以下の賃金を除外したものが対象となります。

【最低賃金の対象とならない賃金】

- (1) 臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
- (2) 1箇月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
- (3) 時間外割増賃金、休日割増賃金、深夜割増賃金など
- (4) 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

時間給者のみならず、月給者の方についても時間単価が最低賃金を下回っていないかの確認が必要となりますので、ご注意ください。

また、対象の従業員が社会保険加入者で時給単価が上がった場合は、固定的賃金の変動したということで、月額変更該当する可能性があります。

東京食品労務管理センター(Tel.03-5828-7202)では、年金事務所へのお手続きや、このような労務管理についてのご相談を承っております。お困りごとがございましたらご相談ください。

東京都最低賃金のお知らせ

1,163 時間額 円

令和6年10月1日から

50円
UP

～東京で働く全ての労働者に東京都最低賃金が適用されます～

1,163円
だワン



さいちゃん犬

業務改善助成金

事業場内の最低賃金を一定額以上引き上げ、
生産性向上のための設備投資などを行う場
合は、業務改善助成金をご活用ください。

詳しくは、

業務改善助成金コールセンター ☎ 0120-366-440

東京働き方改革推進支援センター ☎ 0120-232-865



○最低賃金に関するお問い合わせは
東京労働局賃金課最低賃金係 (☎03-3512-1614)
または 最寄りの労働基準監督署へ